

036388-000-6

40-76

合議裁判考

尾立 維孝／著

M24

BBR-0037



N° 419/XXIV

40-116

## 合議裁判考

東京

尾 立 維 孝 著



衆議院議員大谷木備一郎氏の裁判所構成法改正案と衆議院に提出せり其主要な點は地方裁判所の合議裁判を廢して單獨裁判と爲し又控訴院及び大審院各部の判事の數を減じて合議裁判を低下の度に置んとするに在り是れ實に吾人か憲法上より享有する公民権の保障を減殺し立憲の泰否に至重の影響を及ぼさんとする利害の關する所甚だ大なり因て茲に所見を瀝陳して讀者と共に其理非得失を講究せんとする

### 第二章

#### 裁判所構成法の性質

恭て憲法を接するよ我帝國施政の機關は之を分つて行政及び司法の二部と爲す裁判所は即ち司法廳として天皇の名に於て法律を人民より施行する職司たり而して裁判所構成法は裁判所の組織及び權限と規定する法律として他の行政廳の官制と異なることなし是故に裁判所

構成法は他の民法商法等とは大に其性質を異にし全く一の官制なり凡そ官制を定むるは、至尊の大權に屬る行政各部の組織権限皆勅令を以て之を定め決して立法議會の干渉を許さるなり然るを裁判所及び會計検査院の官制にては特に法律を以て之と定め他の行政廳の組織と別異する所以のものは何ぞ此れ原と司法廳及び會計検査院の組織を鞏固にし行政の權勢よ憑り容易よ之を紛更すること勿らしめんか爲あり何を以て之と言ふ憲法第十條に天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各々其の條項に依るとあるは即ち此意義を表明しさるなり蓋し行政各部と謂へるは行政及び司法の官衙を總稱し文官と謂へるハ行政及び司法の官吏を總稱したるものなればあり故に裁判所の官制を定め裁判官を任免するハ亦一に、至尊の大權に屬すると本體とす但た裁判所は行政權の外に卓立し判事は人民の

爲め司直の父たる實力を備ふることと要するに因り本條は特よ但書を設けて例外の規定よ從ふことを示し憲法第五十七條第二項は此意義と承け裁判所の構成は法律を以て之と定むと明言し又同第五十八條は更よ裁判官は法律に依り定めたる資格を具ふる者を以て之と任し刑法の宣告又ハ懲戒の處分よ由るの外其の職を免せらるゝことなどと明言しさるよ過きす其れ然り然らハ則ち憲法は裁判所の組織を確固よし裁判權の獨立と保するり爲め特に其官制を定むるに法律を以てし舊時裁判所の官制も亦均しく勅令を以て之と定めたる例と改め政府と雖とも、至尊の大權と雖も決して擅よ其組織と紛更すること無きを示したるなり乃ち憲法ハ裁判所構成法を保護する任と舉げて帝國議會よ寄託しよること知る可きのみ故に帝國議會ハ裁判所構成法の爲めには軍隊と爲り城塞と爲り其運命を永久に保護し若し或は外力の之を侵害することあらは宜しく精力を盡して防禦せざる可

らす此の如くにして憲法の精神始めて貫徹し立憲の實效始めて舉か  
らんとす然るゝ今は則ち然らす議會先づ躬から其組織と紛更一其獨  
立の基礎を破壊せんと試む是れ果して何の心をや抑、裁判所の組織は  
昨年十一月憲法の實施と同時より纔に政府の侵蝕と免かれ司法權獨立  
の基礎漸く將さに確立せんとするゝ際り今又新ゝ議會の干犯する所  
と爲らんとす即ち昔日の勅令を以て之を定めたるか故に更よ議會の搖動  
する所と爲り今日の法律を以て之を定めたるか故に更よ議會の搖動  
する所と爲る其勅令を以てする固より堅確ならず法律を以てする仍  
ほ堅確なる出を得す嗚呼司法權の獨立亦危哉

夫れ裁判所構成法へ既に法律を以て之を定む而して法律に不備不當  
の點有らゝ之を改正修補するハ立法議會の權内に屬するを以て今議  
會は於て其改正按と發することハ固より不可なる無し然れども苟く  
も權内に屬するものハ利害を稽へす又其理非を分たず縱横妄作して

可なりと謂ふ可らず若夫れ帝國議會の明治廿三年十一月廿九日の開  
院式を以て創始したり此開院の日へ即ち新舊政體の交迭する日なり  
一國家か死滅して一國家か新ゝ產出する日なりと誤想し議會開設前  
より制定したる法律ハ議會の意より適せずと謂へゝ則ち余復た何をか言  
ハん然れども議者の忠良なる斯る嫌惡す可き革命的の感想と懷抱す  
るよ非ざる可く國法學の理論上よりても亦決して斯る妄見と立ること  
とを許さるなり故に從來成立する法律ハ甚しき不當あるに非され  
ハ輒く改廢す可らず法律は貴ふ所のものハ寔に恒久不變の一事に在  
り朝立暮改ハ尤も忌む所なり而して今の構成法に規定する所の果し  
て民度より適せざるものある乎合議裁判ハ果して民權を擔保する城府  
より非ざる乎余を以て之を見るに合議裁判ハ人民の權利を擔保するよ  
うて闕く可らざる制度たり堂々たる議會と建設し立法の事業進歩し  
たる今日より在てハ合議裁判を組成し司法の權を鞏固にするハ政權の

平衡を得るに於て必要にして決して民度よ適せざるよ非ざるを知る  
抑國民か憲法上に享有する公權私權の行用を寄托するゝ實に裁判所  
なることを知らハ國民を代表する議會ハ勉めて裁判所の成立と保護  
せざる可らず然るに其計此よ出です是れ恰かも自家の城壁と毀つニ  
似たり議會既に自から之と毀つ異日政府よ於て裁判所の構成と紛更  
せんと企て例へ控訴院若くハ大審院の裁判亦判事一人の獨斷に委  
せんとすることあらハ議會ハ何を以て之と防遏せんとするか苟くも  
斯る傾向と招致せハ裁判所の組織は今日議會の紛亂する所と爲り明  
日又政府の蹂躪する所と爲るに至らん官制を立てゝ特ヨ法律と爲し  
たる所以のもの果して何くよか在る而して其作俑の責は議會躬ら之  
を取らざる可らざるなり

## 第二章 立憲政の裁判權

三權分立說の當否は姑く措く我憲法は此主義を取ると否とよ論なく

現ヨ司法權の不羈獨立を公認し其第五十七條に司法權は天皇の名に  
於て法律に依り裁判所之を行ふと規定せり夫れ立憲の要は行政及び  
司法の構制各其宜しきを得立法權と相對峙して國利民福を増進する  
よ在るのみ議會如何に確立し法律如何に完備するも司法權にして脆弱  
あるときは各民の自由財產は復た其鞏固なることを保す可らず四  
千萬同胞の生命身體は復た其安全なることを期す可らざるなり蓋し  
法律は固より死物にして自ら活動せず之を實地に運用して美菓を収  
むるは裁判所に在り而して裁判所の組織脆弱なるときは或は情利の  
牽縛する所と爲り或は外力の逼迫する所と爲り偏せず黨せず公直に  
法律を人民に施行する實力を有すること能はざるを以てなり是を以  
て今上陛下は夙に司法權の鞏固なることを欲し給ひ明治八年四月聖  
詔を發す其語に曰朕即位之初群臣を會し五事を誓ひ國是を定め萬民  
保全の道を求む今誓文の意を擴め茲に元老院を設け以て立法の源と

廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くし(中略)漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱は其慶よ頼らんと欲すと爾來天下の輿論靡然として立憲の施設よ傾向し其一日も早からんことを欲し輿論を代表せる新聞、雑誌の論議志士、辯客の演説悉く行政の專恣を抑へ國會の開設と裁判の獨立とを冀ふに在らさるは無かりしよあらすや是れ議者の記憶する所ならん今や欽定の憲法ハ國民の輿望に違はず裁判權の獨立を公認し裁判所構成法は乃ち憲法の精神を承けて其獨立の實を擧げんか爲め從來單獨制よ依りし始審裁判所の裁判と判事三人ば合議裁判よ變じ判事三人の合議裁判に依りし大審院と判事五人の合議裁判に改め判事五人の合議裁判よ依りし大審院の裁判と判事七人の合議裁判に改めたり是に於て乎國民の輿望始めて其目的を達し裁判權の獨立始めて其基礎を鞏くし立憲の効用亦始めて此に舉りたるものなれば國民の代表者は義理に於て構成法の

成立と保護する責務あり何ぞ遽に自ら欺き又人と欺き立憲の主義に反する言論を爲す可けんや抑、裁判權の鞏固なると否とは之を歐州各國の實驗に徴するに一よ裁判の合議制よ依ると單獨制に依るとよ歸せざる可らず請ふ試に之を論せん夫れ裁判權の獨立とは裁判權と把持する裁判官其人の獨立を謂ふなり裁判官の獨立ハ裁判官の勢力の輕重厚薄よ依て其度と異にす裁判官の勢力の輕重厚薄は判事の員數の多寡よ存すること争ふ可らざる情勢たり故に裁判官の勢力を厚重にし裁判權の堅確を欲せば宜ちく判事の數を増加せざる可からず此に反し裁判官の勢力と輕薄にし裁判權の脆弱と欲せば須らく判事の數を減少するを以て足れりとす昔者那破翁治罪法を定むるに當り舊來分立せる民事裁判所、刑事裁判所を合併し民刑裁判權を擧げて一手に歸す其意謂らく兩權を分割すれハ勢力減し獨立と全ふする所以よ非すとは實よ千古の卓見なり凡そ社會の事業ハ悉く強食弱

肉、衆勝寡敗の軌轍は由りて其隆替張弛を致たさるはなし近く暎を取て之を言へ帝國議會の組織を看よ兩院各三百の議員と有し濟々の多士相聚りて始めて名論、卓説湧出し議院の勢力を維持して能く行政と對立することと得るに非すや若し其數を減じ兩院各三四十人と爲さん乎其勢力何そ今日の如くなることと得ん而して議院の獨立は名ありて實をきに歸せんのみ裁判所の組織と雖も亦此に異ること無し數人の判事相合して始めて公正の眞理を發見し司法の勢力を維持して能く立法、行政の二權は對峙することを得可し若し其數を減じ三人の判事は一人と爲し五人の判事は三人と爲し七人の判事は五人と爲さん乎其勢力大に減退し再び世人か憂嘆せし構成法施行以前の形狀に復し司法權獨立の實を失ひ立憲の效用全く泯滅せんとす嗚呼代議士の多數を要すると判事の合議を要するとの其事相異ると雖も其理は則ち相同し柯を伐り柯を伐る其則遠々らす議者盍そ熟慮せ

さる

抑又此に一の留意を要することあり則ち今の地方裁判所は舊時の輕罪裁判所及び重罪裁判所を合併せしものなり而して輕罪の裁判は判事一人の獨斷よ委したりと雖も重罪の裁判は判事三人の合議と要したり然るに今議者は地方裁判所の一切の裁判と擧げて悉く判事一人の裁判に放任せんとする乃ち有期、無期の徒刑甚しきは死刑の宣告と雖も皆判事一人の獨斷專決よ歸す何ぞ民命を貴重せざるの甚しきや重罪の審判は舊時尙且三人の合議よ由る然ると立憲實施の後司法權の獨立を要する今日よ於て反つて單獨制と爲し舊時にも若かさる薄弱の構成よ變せんとするゝ余實よ其意に在る所と解せざるなり若し或は政費節減の爲めなりと謂へん乎合議の制と變して單獨の制と爲すも之れか爲め節減し得る費額は第三章に述ふるか如く僅々貳拾貳萬圓よ過ぎず僅々貳拾貳萬圓の費額を減するか爲め公直の父母を人民

に奪ひ身體、財産の保障と減殺するハ余末と其策の得たるを知らざるなり且夫れ今的地方裁判所ハ復た舊時の輕罪裁判所よ於けるか如く輕微の犯罪を裁判するにあらず輕微の犯罪ハ構成法施行と同時に之と區裁判所の管理よ移し地方裁判所ハ概ね重要な輕罪及び重罪の裁判を爲すに止まざり亦以て地方裁判所よ合議制を用ふるの益必要なることと證明するに足る可し

## 参照

構成法第十四條　區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一　百圓ヲ超過セサル金額又ハ價額百圓ヲ超過セサル物ニ關ル請求

第二　價額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ)　住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取、明渡、使用、占據若ハ修繕ニ關リ又ハ貸借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃貸人ノ差押

ヘタルコトニ關リ賃貸人ト賃貸人トノ間ニ起リタル訴訟

(ロ)　不動產ノ經界ノミニ關ル訴訟

(ハ)　占有ノミニ關ル訴訟

(ニ)　雇主ト雇人トノ間ニ履期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟

(ホ)　左ニ掲タル事項ニ付旅人ト旅店若ハ飲食店ノ主人トノ間ニ又ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟

(一)　賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ伴フ手荷物ノ運送料

(二)　旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル手荷物、金錢又ハ有價物

第十六條　區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一　違響罪

第二　本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二月以下ノ

禁錮又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

**第三 刑法第二編第一章ヲ除キ他ノ輕罪ニシテ本刑貳百圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ罰金ニ該リ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルコトヲ要セスト認メ地方裁判所若ハ其ノ支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付シタルモノ**

前項ノ手續ニ因リ訴追ヲ爲シ犯罪ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ爲ス前何時ニテモ其情第二ニ掲ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコトヲ得スト認ムルトキハ區裁判所ハ之ヲ裁判スル權限ヲ有セストノ言渡ヲ爲ス此場合ニ於テハ檢事ハ被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ裁判ヲ受シタル爲適當ノ手續ヲ爲ス

法律第九十九號(明治二十三年十月)

**第一條 家屋其他ノ建造物外ニ於テ犯シタル竊盜ニシテ未タ遂ケサル者又ハ已ニ遂ケタルモ其賊額五圓ニ満サル者ハ十一日以下**

二月以下ノ重禁錮ニ處ス

**第二條 田野、山林、川澤、池沼、渤海ニ於テ其產物ヲ窃取セントシ又ハ牧場ニ於テ其獸類ヲ窃取セントシテ未タ遂ケサル者又ハ已ニ竊取シタルモ其賊額五圓ニ満サル者亦前條ニ同シ**

**第三條 前二條ニ記載シタル賊額ハ犯罪ノ地及ヒ其時ニ於ケル物價ニ據リ裁判所之ヲ定ム**

但賊物現存セサルトキハ其中等ノ價額ニ據ル可シ

合議制は判事の人員奇數なることを必要とす若し然らざるときは裁判の評議に當り往々兩說平分して歸一する所なきに至らん故に地方裁判所は勢ひ三人の判事を以て一部を組成するの外なし地方裁判所の構成既に三人の判事を要するときは其控訴覆審の任より當る控訴院は五人の判事を以て一部を組成し又其裁判の不法なるものを平翻して全國法憲の統一を掌る至高裁判の府たる大審院は七人の判事を以て一部を組成すること理義の宜しき所なる可も之を佛朗西、獨逸伊太

利和蘭澳太利諸國の裁判所構制に徴するに亦皆然らざるはなし其數亦漫に變更す可らざるあり

### 第三章 合議裁判の利益

裁判所構成法は容易に紛更す可らざる性質を有し又合議裁判は立憲の主義に闕く可らざるものなることは既に上文に陳述せり而して合議裁判は此外更ニ裁判上の利益亦少からず其主たるものを見ければ左の如シ

(一) 凡そ裁判は公平無私なることを要す蓋し司直の柄を執る判事たるものハ毅然として原被の上に卓立し權勢よ屈し情利の爲めに制せらるゝこと有る可らざるは固より論を待たず而して此目的と達するには判事數人合同の力に頼り外力よ抗し且相互に監視して偏黨に陥ること勿らしむるあと必要とす若し單獨制に依ん乎外力よ抵抗するの力足らず或ニ權豪に與へて貧弱よ奪ひ或は情利に牽制せられ

て偏私よ陥り或は極めて善意なるも他の箝制を受くることなきより識らす知らす疎漏に流れ訴訟人に損害と被らしむること無きを保せず是を以て裁判ハ合議制に依ると本則とし但民事刑事共よ輕微の訴訟ハ必しも衆議を経るよ及ハさるよ由リ例外として之を區裁判所の管理よ屬し單獨制よ依らしむ可きのみ抑合議制は控訴院及び大審院に於て適當なりと公認せられたるものなれば獨り地方裁判所に於て不可あること有る可らず而して此制ハ實に訴訟人の爲めに尤も價値ある擔保なりとす

(二) 凡そ裁判ハ人民の信憑を獲ることを要す裁判にして人民の倚信なきときハ司法權の威力と尊嚴とを維持すること能ハず從て控訴、上告濫起し訴訟の稽延を致し原被は勿論社會の經濟に不測の損害を釀さんとす而して人民をして篤く裁判を信せしむるハ合議の制に依るより善きは無し縱ひ學識、經驗を具ふる判事の裁判と雖も一人の獨斷

よ出るものは人民の信憑を獲ること甚た難かる可し我邦、地方裁判所  
よ合議制を用ふるは昨廿三年十一月一日よ始り實施の日尙淺く十分  
なる統計を得ること能いすと雖も之と佛國よ徵するよ單獨制よ依る  
治安裁判所及び控訴裁判所の判决よ對する上訴は百分の二十五よ居り合議制よ依る  
始審裁判所及び控訴裁判所の判决よ對する上訴は百分の九に満たず  
と云ふ人民の信を措くば單獨制の裁判よ對すると合議制の裁判よ對  
すると孰れも驚きや知る可きのみ

(三) 凡そ裁判は事實に合し正理に適することを要す而して其此に至  
るは合議の制に依るより善きはなし夫れ一人の能力へ自ら限り有り  
數多の判事中或は法理に長じて實務よ短なる者あり或へ實用の才よ  
餘りありて法理と徹見すること能はさる者あり特に事情錯雜せる難  
讐疑獄を斷するに一人の頭腦と以てし法理隱晦疑似に涉りて解明し  
難きものを判定するに一人の智見と以てすることは危險の極と謂は

さる可からず今合議の制に依るときは數人の判事をして互に相助け  
長短相補ひ異同相摩して法律の眞理を發見し衆思相聚りて事實眞  
相と審諦し裁判をして尤に事實に合し尤に正理に適せしむることを  
得可く而して單獨制よ於ては復た之を望む可らざるなり抑形而下に  
於けるも形而上よ於けるも衆智は一人の私智よ優り公議は一人の私  
見よ優ること論と待たず是れ公共の事務と決定するに大抵會議の制  
を取る所以よして立法の事業を擧げて議會よ托するも亦此原理を應  
用したるよ外ならず裁判の制度豈獨り此に反することを得んや  
此よ由て之と觀れハ裁判の公平と信憑とを保ち其れをして事實に合  
し正理に適せしむるには地方裁判所以上の法衙に合議制を施行せさ  
る可らず是れ決して易ふ可からざる至道なり從來始審裁判所に單獨  
制の行はれしハ百事創始よ屬し事情に於て合議制を用ゆるを許さく  
るに由るものにして決して單獨制と可としたるか爲めよ非ざる可し

然るに議者合議制を非難して曰く判事の責任を専一ならしめす曰訴訟の稽延を來たす曰く政費を増加すと此説一たひ出てゞ世の政論家往々雷同唱和し復た其眞偽を辨せざるものゝ如し若し合議制にして眞よ此弊害ありとせば縱ひ合議の利益巨大にして此弊害を犠牲に供するよ足る者ありと雖も仍は非難を容るゝを妨げざるなり然れども余を以て之を見るに其謂ふ所の弊害なるものは實よ皮相の妄見に過ぎず請ふ一ゝ左に辯明せん

#### 一 合議制は判事の責任を専一ならしめす

議者の謂ふ所の責任なるものは果て如何ある責任を指すや蓋し判事は天皇の名に於て裁判を宣告するに止まり法律上何等の責任を負ふを無じ但た其故意を以て裁判を枉げ若くは賄賂を収むるときは刑事上の責任を負ひさる可らずと雖も是れ原と犯罪と成立し例外の場合に屬す其他の場合に於ては判事は一切法律上の責任を負ふこと無

きなり故に其謂ふ所の責任なるものは名譽上若くは道義上の責任なりと解せざる可らず夫れ名譽を重んじ道義を貴ふは人情の自然にして社會公衆の俱に瞻視する裁判事務を執る者に於ては特よ然りとす一人専當するも數人合同するも自家の名譽を重んじ道義を崇ふするに至ては決して厚薄ある可だ理なきのみならず又數人合同する時は反つて互に競争勵精し各深思熟慮して自説の成立を冀ひ至當の條理に歸するよ至て始めて已み一層責任を厚ふする傾向ありとす之と從來合議制を施行する大審院及び控訴院は徵するに皆然らざるは無し何そ數人合同の故を以て互よ相依り相讓り苟くも免るゝことを爲さんや若し合同體の組織を以て眞よ責任と薄ふするものとせば合同の組織益大なるに従ひ責任の感念益減し控訴院は地方裁判所よりも責任を薄くし大審院よ至ては更に控訴院よりも責任を輕んじ全國惟一の至高裁判所は殆んど無責任の判事を以て組成すと謂はざる可らず

大審院と設け判事五人の合議制を用ふること今に至て十又七年而して未だ嘗て斯の如き弊害あると見ざるなり議者何そ論據と實事よ取らすして徒に架空の妄見を立るや若夫れ判事として其責任と重せしむるか爲め裁判所の評議を衆人視聽の前より公開せしむ可しと云ふよ至てハ杜撰の説と謂はざる可らず蓋し裁判の評議ハ嚴に密行し原被ハ勿論検事を退かしむることを必要とす況んや公衆に於ておや然らされハ私請妄聽弊端百出救ふ可らざるよ至らむ之を佛國に徵するに初の評議を密行し共和第二年「ブリュール」月三日付法律を以て改めて公行と爲し其弊よ勝へず共和第三年の憲法第二百八條よ於て又公行と禁しより我國初めより之と公行したこと無し何ぞ遽よ危道よ由る可けんや裁判官ハ訴訟人の爲め恩人たる可らず又其怨府たる可らさるなり

## 二 合議制ハ訴訟の稽延を來たず

訴訟の運用如何を精査せず卒然此説と聽けハ則ち頗る理あるか如じ何となれハ一人の專理ハ輕便にて數人の經議ハ複雜なると以てなり然れども熟々訴訟の情況を見るに其實全く反對の結果あり元來人民の訴訟を起すハ其初示談を以て相和すること能ハざるに由る乃ち理非曲直初めより判明せざるか爲めなり而して訴訟の稽延を致す亦職として此れ之に由る蓋し事理簡明なる訴訟ハ裁判即時に決し難讐、疑獄の延て歲月に至るものより比にあらざるを見て知る可きなり故よ其裁判を數人の合議よ委するときハ衆說の歸する所疑惑忽ち決し審理を留停するあと無く訴訟の落着迅速なる可し此に反し單獨制に依るときハ他の之を監視するもの無きより自然放逸に流れ審判を擲却し縱ひ然らざるも疑惑を生ずるゝ或ハ自説あるも確信すること能ハす往々遲疑不斷の弊を生し從て訴訟の稽延を致すハ勢の免まざる所なり且夫れ合議制ハ分業の組織よ從ひ専任判事を設け下調を爲して

合同體は報告せしめ又判事中の一人の證人及び被告人の訊問に任し他の一人の判決文の調製は從事する等實際上の運動の種々の利便あり決して議者か憂慮する如き不便のもの非ざる可し余試に東京地方裁判所に就て合議制施行以來訴訟の摺取り如何を問ふに昨年十一月の交大に判事と交迭せし爲め一時訴訟延滞せしと雖も合議制を行ふたる爲めに訴訟の延滞を來したる實迹なしと云ふ故に通常の場合に於ては單獨制反つて訴訟を稽延し合議制にては此憂あること無る但た稀れは多少の延滞を致たすこと有りとするも是れ訴訟重大にして困難なる爲めなり重大の事件は周密の審査を要するを以て其延滞は鄭重の結果に過ぎず決して厭忌す可きことに非す凡そ裁判は拙速ならんよりは寧ろ巧遅を貴ふ不當の裁判は必ず上訴起り結局訴訟の稽延を來す可きなり

### 三 合議制は政費を増加す

議者曰く裁判所構成法實施の爲め司法の政費は百五六拾萬圓を増加すと又曰く合議制の爲めに百萬圓を増加す政費節減を要する今日まで新に百萬圓を増加するは甚た不可なりと夫れ政費の増加は喜ぶ可きことに非す繁文を省き冗費を蠲くことは余の冀望する所なり然れども國權を維持し民福を保護するよ必要なる費用にては復さ其支出に吝なる可らず徒に費用を省くことと務めて他と顧みざるに於ては國防の事業も之を廢し立法の會議も之を輒めざる可らず豈に此理あるや吾人が立憲の施設を熱望せし所以の者は徒に政費の減少のみと冀ひしに非す善良ある制度の下に立ち完全なる権利の保護を得んことを望みしあり而して吾人の實利實害に尤も直接緊要の關係を有するものは行政に在らす立法に在らす實に司法に在りとす司法の制度を改良して完全の保護を得る爲め多少の經費を要するは吾人の憂苦する所に非す吾人は立法の基礎鞏固ならんことを欲して新たに議會

の経費殆んど百萬圓を支出するおとを憚まざると同時より司法の制度堅確ならんことを欲し裁判所の経費を増出するおとを憚まざるなり且夫れ議者ハ構成法施行の爲め百五六拾萬を要し合議制の爲め百萬圓を要すと唱道すと雖も是れ皆事實を得さる臆測のみ余之と司法の當局者よ聞く構成法施行に要する経費ハ實より八拾五萬圓に過ぎず而して其使用方法は左の如し

金貳拾萬圓 区裁判所百六箇所増設費

金拾八萬圓 同出張所増設費

金九萬圓 裁判費の增加

金參萬圓 孰達吏補助費

金八萬圓 廳舍建築費

金貳拾貳萬圓 合議制實施費

則ち合議の爲め要する所のものは議者の言ふ如く百萬圓より非ずして

唯だ貳拾貳萬圓のみ僅々貳拾貳萬圓を以て單獨制の弊を蠲き裁判として愈々公明正大にして事實と正理とに適合せしめ司法權をして不羈獨立ならしめ吾人の自由財産と鞏固にし生命、身體を安全にするおとを得るは其價猶ほ低廉なるに非すや余ハ吾人の權利、財産を保護する爲め必要な司法の政費は百萬圓と雖も百五拾萬圓と雖とも之と支出して可なりと思惟す况んや其實貳拾貳萬圓の少額なるよりてと  
や

斯の如く辯明し來れハ議者の言ふ所は皆皮相の妄見より止り合議制と變更するより足る至當の理由有るに非るあり若夫れ合議制よりては真正の名説も愚説の多數より壓倒せられ又判事多數を要するとして濫任の弊あり又老朽の判事概ね合議の部長と爲り後進有爲の判事として其伎倆を施すの地無からむと云ふよ至ては殆んど抱腹より堪へざる妄謬の説なるれば何か故に合議制の判事は概ね暗愚なりと言ふや判

事の賢愚の合議と非合議とよりて異なる理なし果して今日の判事にハ暗愚者多しとせハ暗愚なる一人をして裁判を爲さしむるよりも寧ろ一人にても賢明者を加ふるの優れるに若かさる可し又濫任の弊ハ判事の數如何に因て生するものより非す任用法宜しきを得るときハ判事の數少なきも濫任の弊防く可らず然るに我裁判所構成法の實に判事の任用と鄭重よし嚴格なる學術試験と競争試験とより第して學識、経験を具へたる者に非れハ其職に任せらることを得ず豈に濫任の弊あらんや又合議の制ハ數人合同して一事を裁判するよ止り其部長たると陪席たるとに因り自家の識能を施すに別異ある可き理なし眞正の名説ハ必ず他の賛同を得後進有爲の伎倆は反つて合議に於て顯るゝこと多しとす要するよ是等の非難ハ皆事實を得ざる臆説謬見なるを以て一々辯明す可き價值なしとす

参照

裁判所構成法第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラルニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ除キニ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス  
同第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此試験ニ關ル細則ハ判事検事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム  
第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試補トシテ  
裁判所及檢事局ニ於テ三年間實地修習ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

同第六十二條 第二回ノ競爭試験ニ及第シタル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得

終りよ一言ず議者は地方裁判所の合議制を廢すれば則ち政費貳拾貳萬圓を節減し得ると思惟する乎是れ思はざるの甚しきなり判事ハ憲法第五十八條の明文に依り終身其職を免せらるることなし故に法律を以て裁判所の組織を變更したる爲め判事に冗員を生じたるときは構成法第七十五條より依り之に俸給の半額を給して闕位を待たしむる

の外他に施す可き術なし乃ち貳拾貳萬圓の半額拾壹萬圓を減殺することを得るのみ我國縱ひ貧弱なりとするも四千萬の人民を有す僅に拾壹萬圓の政費を減する爲め吾人の権利を擔保する尤も重要比關係を有する裁判所の構成と破壊せんとするは余の取らざる所なり

参照

憲法第五十八條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所構成法第六十七條 判事ハ勅任又ハ奏任トシ其任官ヲ終身トス、同第七十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補ス可キ覘位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ覘位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

#### 第四章 外國の信用

裁判所構成法は日本臣民たると外國人民たるとを分たす日本の裁判權は服從する者に均しく之を適用す夫れ條約の改正は多年吾人の切望する所なり治外法權は實に獨立國の體面を汚損す其撤去一日も早からんことは臣民たるもの誰れか之を願はさらん然れども外人より之を見れば我國は法典完備せず司法權鞏固あらざるものあり彼れ常々曰く日本の裁判は未だ以て我貴重なる身體財産を寄するに足らずとはれ強ち我請求を拒む辭柄に非ざるなり我に其實存するを奈何せん蓋し立法及び行政は國民總體を支配し其勢力の及ぶ所固より重大ありと雖も各民の權利財產と直接ニ支配するものは司法なれば各民の爲めには司法を以て尤も重しそす即ち立法及び行政は觀美は則ち觀美ありと雖も各民實利實害の存する所は立法及び行政ニ在らすして寔ニ司法ニ在りとする外人の立法及び行政の不整備を言はずして専

ら司法の不確立を言ふは良に以あるなり抑、法典の制定と云ひ裁判權の獨立と云ひ原と何れも我臣民を保護する必要に基き必しも外國に對する政略よ起るに非ざるは今更言を待たずと雖も法典の纂定を急き裁判權の獨立を期するは亦多少條約改正に關係する所なきに非ざる可し、然るに裁判權獨立の基址纔々立ち未た半年ならざるに忽ち之を破壊せば外人の感想果して如何條約の改正に多少の妨害を致すことを無きや是れ余の大々憂慮する所なり今議者の爲す所を見るに朝に法典の施行を沮格し夕に裁判所の組織を紛更し而して條約改正の一日も早く就んことを望む是れ猶ほ木々縁て魚と求むるか如し余は其目的と達する能はざることを斷言するを憚らざるなり

### 總論

讀者は既に裁判所構成法は容易に變更す可らず之を變更するは徒に法律にして、至尊の大權に直接の關係と有す而して臣民より之を見れば自家の城府にして行政の擅恣を抑へ我公權私權併享有を全ふし生命、財産を護衛するに必要の具たり然るを躬ら之を毀つゝ無謀の拙策と謂へざる可らず立憲の效用ハ畢竟立法、行政、司法の三權均しく伸張するに於て始めて國利民福を増進することを得故に立法權の發達せざるハ國の大害なると同時に司法權の堅確ならざるは亦國の重弊なり而して此弊と獨くは司法權を不羈獨立の地位に置くに在り司法權を不羈獨立の地位に置くにハ司法權を把持する裁判官の勢力を厚ふするより要あるハ無く裁判官の勢力を厚ふするは各自孤立して裁判を爲す單獨制を改めて合議制と爲すより急なるは無きなり抑、訴訟の極めて輕微なるものハ民事、刑事を分たず既に已に區裁判所の管理

に委し單獨制に依れり地方裁判所に至てハ訴訟重大として民事に在てハ巨萬の財産と差押へ身代限及び公賣を命じ刑事に在てハ無期徒刑及び死刑を處分す之を一人の獨斷に放任するハ危險の極と謂へさる可トす舊治罪法の規定ハ勿論王朝若くハ幕府及び合藩の制と雖も重獄ハ深く慎恤を加へたり立憲施設の今日に至て何を遽に專制政治にも若かさる不完全の制度を立つ可けんや且夫れ合議制ハ獨り裁判權の堅確と致すよ足るのみならず又裁判上の利益少からず即ち其主たるものと舉くれば第一裁判の公平無私と致し第二裁判の信憑を有ち第三裁判をして尤に事實に合し尤に正理に適せしむることを得る是れなり而して此制ハ判事の責任を專一ならしめす又訴訟の稽延と來たし又政費と莫大に増加すと云へる非難の如きハ皆事實を得ざる臆想妄見よ止り其實と稽査するよ反つて此に反對の結果あり蓋し衆知ハ一人の私知に優り公議ハ一人の私見に優ること古今動かす可ら

さる原理なり此原理ハ之を立法若くハ行政の事業に適用するのみならず又之を司法の事業にも應用することを宜しとす是れ歐州立憲諸國大抵地方裁判所以上の法衙ハ合議制を施行する所以あり我邦豈に獨り此に反する制度を立つ可けんや而して之が爲め要する費用ハ僅々貳拾貳萬圓に過ぎず僅々貳拾貳萬圓の資本を投じて裁判權の不羈獨立を保ち吾人の身體財產を安全の地に置くハ頗る其價値、低廉なるに非すや如何に政費の節減よ急なれハ迫吾人の幸福を護るに必要な費用迄も削減せんとするは立憲の本旨に非す况んや議者の説よりひ地方裁判所に於ける合議制を廢し大審院及び控訴院に於ける合議を低下の度に置くも之が爲め節減し得る費額は拾壹萬圓に過ぎず我國縱ひ貧弱ありとするも四千萬の民衆を有する東洋の一大獨立國なり何をか苦んで僅々拾壹萬圓の政費を減する爲め國家司法の基礎を頃覆せんとするや若し議者の説の如くせば政費に拾壹萬圓の減少

を見る可きも爲めよ四千萬の同胞は殆んど身體財産の保障を失ひ且外人の信用を失し之を大よしては國家臣民の福利を減殺し之と小よしては條約改正の成就を妨礙し其弊害實に測る可らざるものあらんとす議者幸よ熟圖せは可なり

此篇淺薄の見解固より世よ益なかる可しと雖も俗論を排し立憲の基礎を鞏くするは臣民たる者の本分たることを疑はざるあり因て之を世に公よす讀者之を諒せよ

明治廿四年二月三日

著者識

合議裁判考畢

明治廿四年二月十七日印刷  
同 廿四年二月十九日出版

著者 尾 立 維 孝

府下京橋區南傳馬町  
一丁目十二番地

印發行者兼 吉 川 半 七

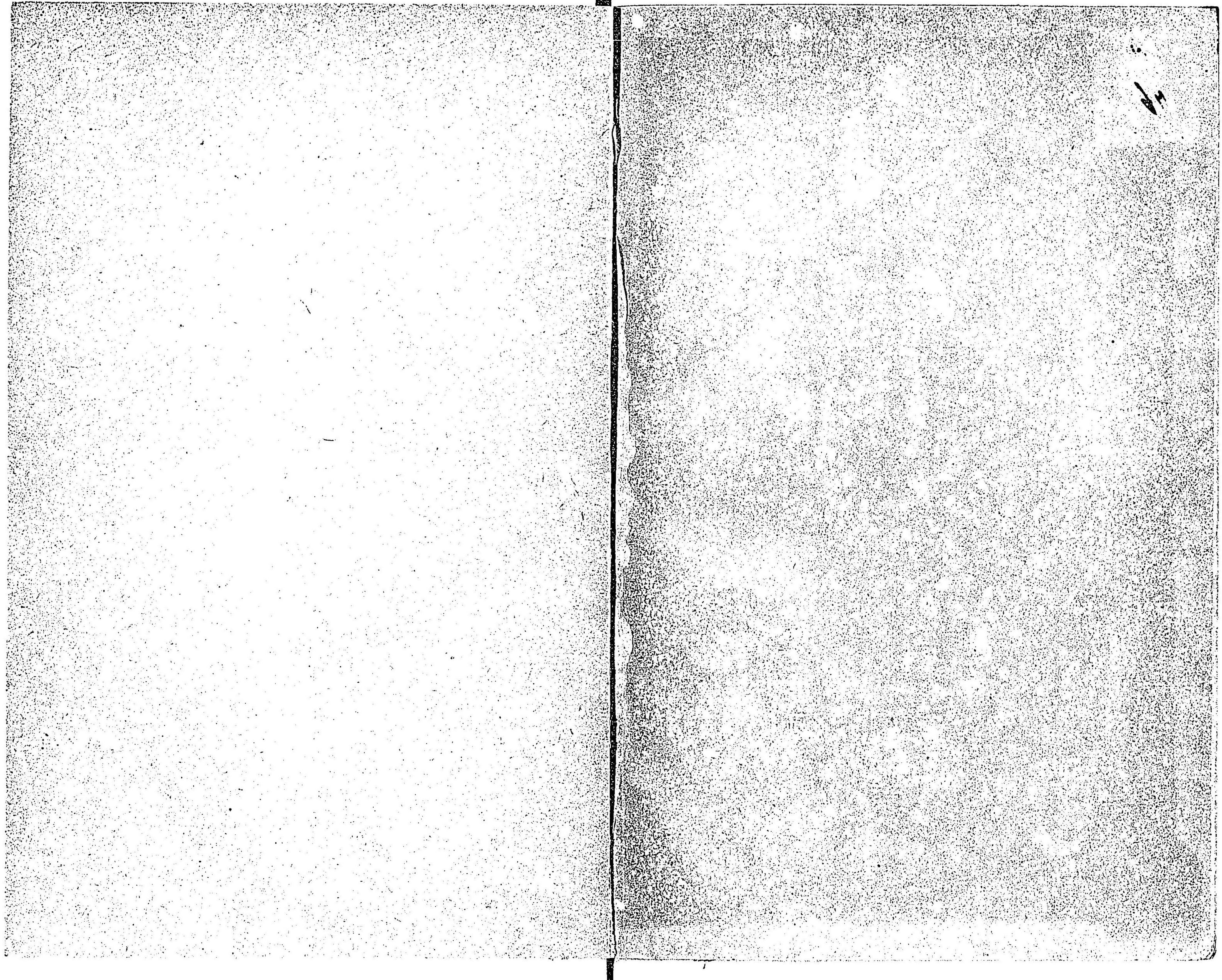
府下京橋區通三丁目  
一丁目十六番地

日本橋區銀座四丁目  
丸 善 書 店

賣捌所

博聞社

京橋區銀座四丁目



40  
76

